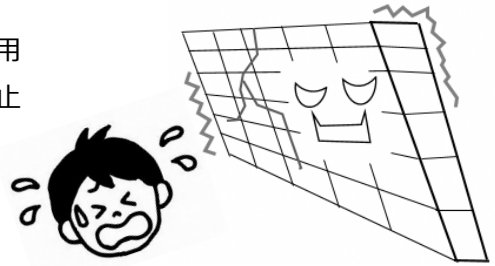


草津市 ブロック塀等改修促進補助金

草津市では、道路に面するブロック塀等の撤去および改修費用の一部を補助することにより、地震時における人身事故の防止を図るとともに、震災時の避難経路を確保することを目的に「草津市ブロック塀等改修促進補助金」を行っています。



対象工事		補助対象 チェック	補助金額
撤去		<input type="checkbox"/> 道路（*1）に面して設置されている <input type="checkbox"/> 高さが60cm以上のブロック塀	下記いずれか低い額 ・ 3,000 円 / m ・ 撤去費の 1/2
撤去後改修	フェンス	<input type="checkbox"/> ブロック塀撤去後+下記改修 <input type="checkbox"/> フェンスは軽量なもの（アルミ製等） <input type="checkbox"/> フェンス下部をブロック塀にする場合、下図に該当 （ブロック塀の高さは70cm以下とする）	上記撤去費に加え、 下記いずれか低い額 ・ 4,600 円 / m ・ 改修費の 1/2 （*2）
	生垣	<input type="checkbox"/> ブロック塀撤去後+下記改修 <input type="checkbox"/> フェンス下部をブロック塀にする場合、下図に該当 （ブロック塀の高さは70cm以下とする） <input type="checkbox"/> 2本 / m 以上連続して植えるもの	上記撤去費に加え、 下記いずれか低い額 ・ 3,500 円 / m ・ 改修費の 1/2 （*2）
	（基礎立上りなし） （基礎立上りあり） 		

*1 : 建築基準法の道路および公共の用に供する通路となります。

*2 : フェンスおよび生垣下部のブロック等の設置費も含む。

 注意事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 補助金申請前に、内容等について市建築課への事前相談をお願いします。 ・ 工事中、工事完了後、の場合は、補助事業の対象となりません。 ・ 幅員4m未満の道路に面するブロック塀の改修については、道路中心線から2mもしくは道路の対側から4m敷地側に後退した位置で設置する必要があります。 ・ 敷地側へ後退した土地部分の道路への整備は個人負担となります。 ・ 申請手続の流れについては、本紙裏面をご確認ください。
----------	--

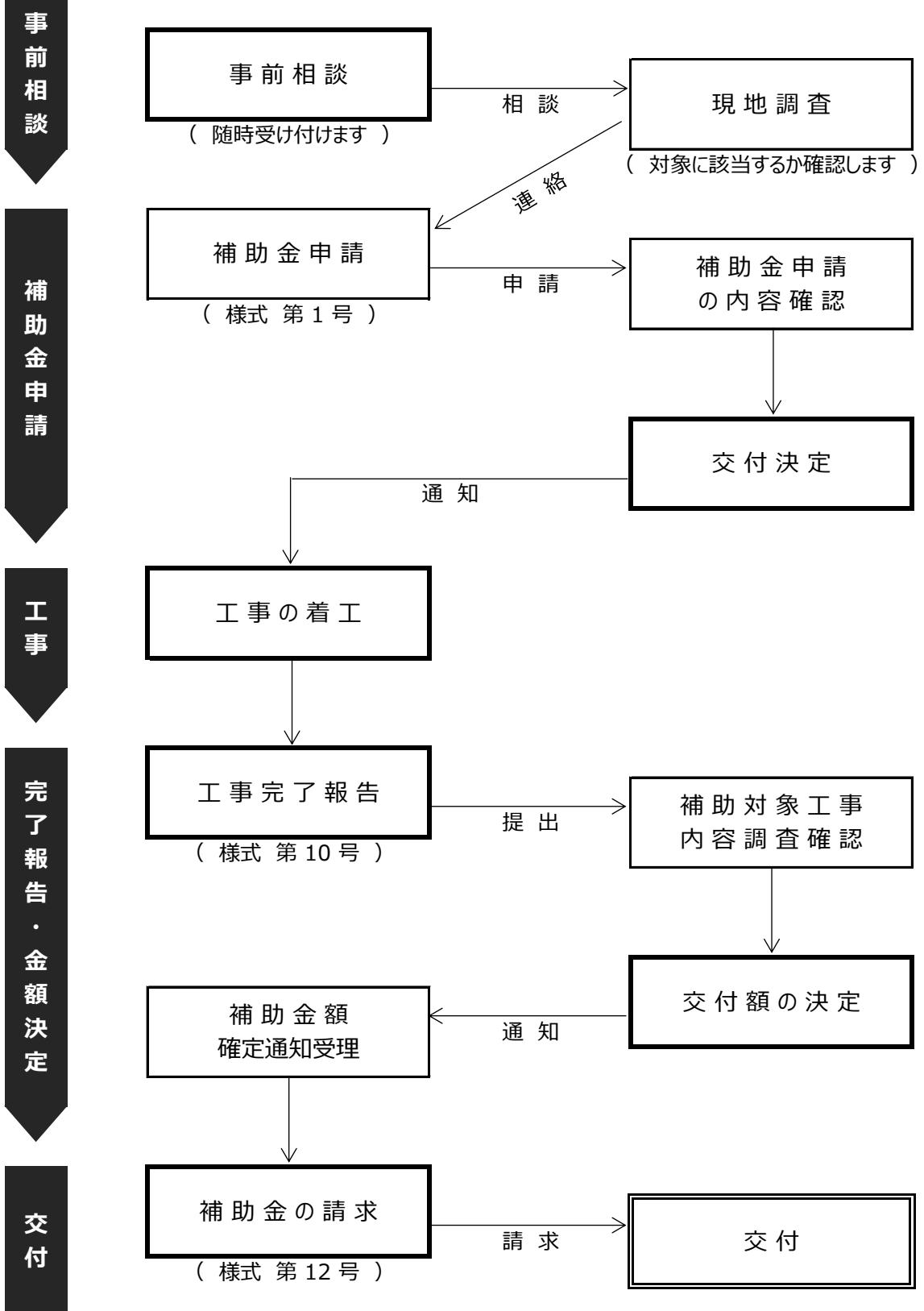
事前相談
お問合せ

草津市役所 都市計画部 建築課 建築指導係 市役所 TEL : 077 - 561 - 2378
 〒 525 - 8588 草津市草津三丁目13番30号 4 階 FAX : 077 - 561 - 2486

手続の流れ

[申請者]

[草津市]



添付図書

(交付申請時・完了報告時)

[交付申請] : 工事着手前に提出する補助金交付申請書類

(添付チェック)



- 交付申請書 (様式 第 1 号)
- 敷地の位置図
 - ・ 敷地の位置を赤書き等で明示
- 撤去または改修するブロック塀等の配置図
 - ・ 撤去または改修するブロック塀等を赤書き等で明示
 - ・ ブロック塀等の長さを記載
 - ・ 改修の場合は、撤去前・改修後の両方について記載。
 - ※ 建築基準法第42条第2項道路に面する改修については、道路中心線から2mもしくは道路の対側から4m敷地側に後退した位置で設置する必要があるため、これが確認できる内容を記載。
- 撤去または改修するブロック塀等の概要図
 - ・ ブロック塀等の高さおよび仕様を記載
 - ・ 改修の場合は、撤去前・改修後の両方について記載。
- 現況写真
 - ・ 撤去または改修するブロック塀等の状況が分かるもの
- 請負業者からの見積書写し

[実績報告] : 工事完了後に提出する工事実績報告書類

(添付チェック)



- 実績報告書 (様式 第 10 号)
- 着工前・完了後の全景写真
- 請負業者が発行した請求書の写し
- 領収書の写し